

## 令和9年度 西予市指定ごみ袋有料広告募集仕様書

民間企業との協働による財政負担の軽減及び地域経済の活性化を図るため、西予市が作成する「指定ごみ袋」の裏面に掲載する有料広告を以下のとおり募集します。

指定ごみ袋は、市内全域で約17,000世帯の幅広い層の方に、年間を通じて利用されています。

### 1. 指定ごみ袋の種類、広告掲載内容及び掲載料等について

広告を掲載する指定ごみ袋の種類、印刷予定枚数、広告規格、広告枠の位置、募集枠数及び掲載料は以下の表のとおりです。

| 種類      | 印刷予定枚数<br>(注1) | 広告規格                    | 広告枠位置<br>(注2) | 募集<br>枠数 | 掲載料<br>(消費税を含む)             |
|---------|----------------|-------------------------|---------------|----------|-----------------------------|
| 大 (45ℓ) | 770,000 枚      | 148×210 mm<br>(A5 縦サイズ) | 裏面<br>(1色刷り)  | 4 枠      | 1枚あたり 0.15 円<br>(115,500 円) |
| 中 (30ℓ) | 590,000 枚      | 128×182 mm<br>(B6 縦サイズ) | 裏面<br>(1色刷り)  | 4 枠      | 1枚あたり 0.15 円<br>(88,500 円)  |
| 小 (20ℓ) | 390,000 枚      | 105×148 mm<br>(A6 縦サイズ) | 裏面<br>(1色刷り)  | 4 枠      | 1枚あたり 0.15 円<br>(58,500 円)  |

注1：印刷予定枚数は、令和9年度の発注見込数であり、原材料費の高騰等により印刷枚数が減少した場合は掲載料も減額となります。

注2：指定ごみ袋広告位置図（別紙1）参照

### 2. 掲載内容について

- ① 広告には、事業所（店舗）の名称、ロゴマーク、連絡先、イラスト、コメント等を掲載できます。ただし、以下の要綱及び掲載基準に該当する内容は掲載できません。

「西予市広告事業実施要綱 第3条」

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張を行うもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として不適当と認めるもの

「西予市広告事業掲載基準 第3条」

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法令等で製造・販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品及び掲載が不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥しようとするもの又はおそれのあるもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はおそれのあるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 広告内容が実際のもの又は広告主等の競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示
  - イ その他消費者に誤認されるおそれのある表示
  - ウ 射幸心をあおる表現
- (7) 青少年健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告する商品等とは無関係に裸体及び水着姿等によって単に目立たせるもの
  - イ 性的感情を著しく刺激し、犯罪を著しく誘発するおそれがあるもの
  - ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの
  - エ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- ② 広告デザインは、塗りつぶしを少なくするなど、ごみ袋の中身が確認しやすいデザインとしてください。

### 3. 広告の審査等について

- ① 指定ごみ袋に掲載する広告の可否の審査事項は以下のとおりです。
- (1) 広告掲載申込書類の内容
  - (2) 広告掲載趣旨の合否
  - (3) 広告デザイン原稿の適否
- ② 広告枠数を超える申込みがあった場合は、以下の順位により審査します。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
  - (2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有するもの
  - (3) 市外に事業所、営業所及び店舗等を有するもの
- ※ 同順位の申込者が複数いる場合は、市が公平な抽選により順位を決定します。

### 4. 審査結果の通知について

- ① 広告掲載の可否については、広告掲載(不掲載)決定通知書にて申込者に通知します。
- ② 掲載決定後には、広告原稿の電子データの提出が必要となります。提出可能な原稿データは、以下のいずれかのファイル形式となります。
- (1) イラストレーター ファイル (Adobe Illustrator)
  - (2) エクセル ファイル (Microsoft Excel)
  - (3) PDF ファイル (Portable Document Format)

### 5. 申込方法について

申込みは、指定ごみ袋の種類(大・中・小)別に、それぞれ1枠まで可能です。  
広告の掲載を希望する方は、西予市指定ごみ袋広告掲載申込書(様式第1号)に以下の書類を添えて、下記期限までに持参又は郵送にて申し込んでください。

- ① 掲載したい広告の原稿案(A4判 縦用紙に印刷したもの)
- ② 事業所の概要及び事業概要が分かる書類
- ③ 免許、許可、届出等法的手続きが必要な業種にあっては、その写し
- ④ 市区町村税に滞納が無いことの証明書(未納が無い証明書)

**申込期限：令和8年12月21日(月)まで**

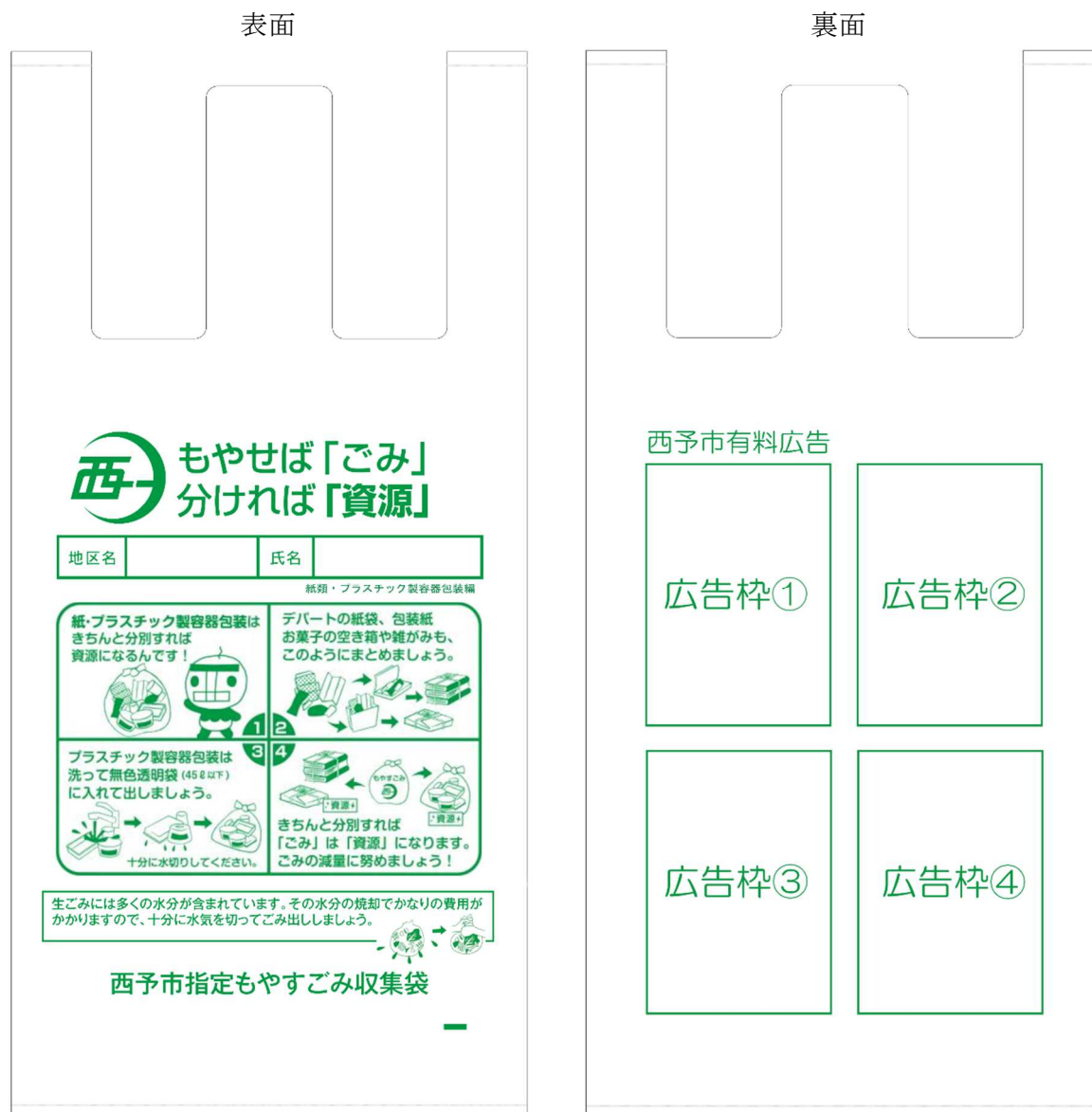
※ 持参の場合：受付は平日の執務時間内(8:30~17:15)

※ 郵送の場合：申込期限内に必着

### 6. 申込先(問合せ先)

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 西予市役所 1 階  
西予市 生活福祉部 環境衛生課(担当：黒田大地)  
TEL:0894-62-1132 FAX:0894-62-3055 メール:kankyou@city.seiyo.ehime.jp

(別紙 1) 指定ごみ袋広告位置図



※ 指定ごみ袋（大）のデザイン（表面）及び、広告掲載位置（裏面）のイメージ図です。表面のデザインは各年度によって変更があります。また、裏面の広告は、下記のとおり、ごみ袋の種類によって広告枠の規格及び印刷色が異なります。

- ① ごみ袋（大） 広告規格【148×210 mm 4 枠】 印刷色：グリーン 1 色
- ② ごみ袋（中） 広告規格【128×182 mm 4 枠】 印刷色：ブルー 1 色
- ③ ごみ袋（小） 広告規格【105×148 mm 4 枠】 印刷色：オレンジ 1 色

※ 広告枠の位置（枠 1 ～ 4）の指定はできません。